

◆ケアヴィラ宝塚“短時間デイケア”利用料金

1) 通所リハビリテーション費

利用時間(3～4時間)コース

	利用単位 (1日あたり)	介護報酬額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	446 単位	4,830円	483円
要介護2	523 単位	5,664円	567円
要介護3	599 単位	6,487円	649円
要介護4	697 単位	7,548円	755円
要介護5	793 単位	8,588円	859円

利用時間(2～3時間)コース

	利用単位 (1日あたり)	介護報酬額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	345 単位	3,736 円	374 円
要介護2	400 単位	4,332 円	434 円
要介護3	457 単位	4,949 円	495 円
要介護4	513 単位	5,555 円	556 円
要介護5	569 単位	6,162 円	617 円

利用時間(1～2時間)コース

	利用単位 (1日あたり)	介護報酬額 (1日あたり)	利用者負担額 (1日あたり)
要介護1	331 単位	3,584 円	359 円
要介護2	360 単位	3,898 円	390 円
要介護3	390 単位	4,223 円	423 円
要介護4	419 単位	4,537 円	454 円
要介護5	450 単位	4,873 円	488 円

- 単価は、法令の地域区分によって定められており宝塚市は1単位を10.83円で計算します。
- 表の料金は、介護負担割合 1割の場合を示しています。

<各種加算>

①リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ

1月あたり	(330単位)	358円
-------	---------	------

リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ

退院(所)後又は認定日から <b>6月以内</b>	1月あたり	850単位	(921円)
退院(所)後又は認定日から <b>6月超</b>	1月あたり	530単位	(574円)

リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ

退院(所)後又は認定日から <b>6月以内</b>	1月あたり	1120単位	(1213円)
退院(所)後又は認定日から <b>6月超</b>	1月あたり	800単位	(867円)

②短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院(所)後又は認定日から <b>3月以内</b>	1日あたり	110単位	(120円)
---------------------------	-------	-------	--------

③認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ

退院(所)後又は通所開始日から起算して3月以内	1日あたり	240単位	(260円)
-------------------------	-------	-------	--------

認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ

退院(所)日の翌日の属する月又は開始月から起算して3月以内	1月あたり	1920単位	(2080円)
-------------------------------	-------	--------	---------

④生活行為向上リハビリテーション実施加算

退院(所)後又は認定日から <b>3月以内</b>	1月あたり	2000単位	(2166円)
退院(所)後又は認定日から <b>3月以上6月以内</b>	1月あたり	1000単位	(1083円)
退院(所)後又は認定日から <b>6月超12月以内</b>	1月あたり	-15/100単位	

⑤理学療法士体制強化加算

1日あたり	(30単位)	33円
-------	--------	-----

⑥リハビリ提供体制加算 ・3時間以上4時間未満

1日あたり	(12単位)	13円
-------	--------	-----

⑦事業所が送迎を行わない場合

片道につき	(▲47単位)	▲51円
-------	---------	------

⑧重度療養管理加算

1日あたり	(100単位)	109円
-------	---------	------

⑨中重度者ケア体制加算

1日あたり	(20単位)	22円
-------	--------	-----

⑩サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)

1日あたり	(18単位)	20円
-------	--------	-----

サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)

1日あたり	(12単位)	13円
-------	--------	-----

サービス提供体制強化加算Ⅱ

1日あたり	(6単位)	7円
-------	-------	----

⑪介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数の	×	4.7%
--------	---	------

令和1年10月1日より 新設

⑫介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

所定単位数の	×	2.0% が加算
--------	---	----------

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数の	×	1.7% が加算
--------	---	----------

2) 介護予防通所リハビリテーション費（月単位で以下のサービスを実施した場合に単位を加算）

要支援 1	1月あたり	1, 7 2 1 単位	1, 8 6 4 円
要支援 2	1月あたり	3, 6 3 4 単位	3, 9 3 6 円

➤ 単価は、法令の地域区分によって定められており宝塚市は1単位を10.83円で計算します。

➤ 表の料金は、介護保険負担割合 1割の場合を示しています。

<各種加算>

①運動器機能向上加算

1月あたり	(2 2 5 単位)	2 4 4 円
-------	------------	---------

②事業所評価加算

1月あたり	(1 2 0 単位)	1 3 0 円
-------	------------	---------

③リハビリテーションマネジメント加算 I

1月あたり	(3 3 0 単位)	3 5 8 円
-------	------------	---------

④サービス提供体制強化加算 I (イ)

要支援 1

1月あたり	(7 2 単位)	7 8 円
-------	----------	-------

要支援 2

1月あたり	(1 4 4 単位)	1 5 6 円
-------	------------	---------

⑤介護職員処遇改善加算 I

所定単位数の	×	4. 7 %
--------	---	--------

⑥介護職員等特定処遇改善加算 (I)

所定単位数の	×	2. 0 %
--------	---	--------

介護職員等特定処遇改善加算 (II)

所定単位数の	×	1. 7 %
--------	---	--------

3) 食費

昼食代	7 0 0 円
-----	---------

4) 教養等娯楽費

参加1回につき	1 0 0 円
---------	---------

\* 音楽会・施設行事等に参加された場合

5) キャンセルについて

\* デイケアご利用のキャンセルは、前日午後5時までにお知らせ下さい。

\* 前日午後5時以降から当日のキャンセルにつきましては、昼食代をご負担いただきます。

◆支払い方法

A) 郵便局 自動振込利用の場合

初回ご利用日に、指定の自動振り込み用紙をご提出ください。

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますのでその月の 27 日に指定の口座よりお引落致します。領収書は翌月の請求書郵送時に送付いたします。

B) 銀行振込をご利用の場合

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までにお支払ください。領収書は翌月の請求書郵送時に送付いたします。

振込先				
三井住友銀行	宝塚支店	普通	4096605	イヨウホウジン ショウカイ 医療法人 尚和会

※利用者名にてお振込下さい。

C) 窓口払いの場合

毎月 15 日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までに現金をご持参下さい。ご帰宅時に領収書をお渡しいたします。

クレジットカードでのお支払いも可能です。

ご利用可能なカードの種類につきましては、事務所までお問い合わせ下さい。

注) 暗証番号入力 若しくは 署名が必要となります。

窓口時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00